

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 高齢消費者被害防止取組連携事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係 電話番号：058-272-1111 (内 2985)

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,573 千円 (前年度予算額：1,936 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,936	1,936	0	0	0	0	0	0	0
要求額	4,573	4,573	0	0	0	0	0	0	0
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・消費者トラブルの相談が引き続き寄せられている中、高齢者の相談内容の特徴は、「訪問販売」「電話勧誘販売」が他の世代に比べて割合が高く、はっきり断る・その場で断ることが出来ないものと推察できる。
- ・また、高齢者は、だまされたことに気づきにくい、被害にあっても誰にも相談しない傾向が強く、高齢者本人からの相談が少ないことから対応が遅れ、次々商法被害といった被害拡大の実態もある。
- ・高齢消費者被害の未然防止と早期発見には、高齢者の周囲の見守りが重要であり、地域の見守りのみならず、対面機会のある事業者にも見守りの担い手を呼びかけて、社会全体で「見守り」活動が行われる体制づくりが必要である。

(2) 事業内容

- ・高齢者と接点が多い事業者等と連携し、啓発物品の配布や出前講座への講師派遣を行うことで、高齢者への声掛けや注意喚起など見守り活動に対する協力を得る。事業者の社会貢献活動を通して、被害の未然防止、早期発見に繋げる。

【連携先】

① 宅配便事業者

- ・特殊詐欺に関する注意喚起文を掲載した宅配便配送伝票等を作成し、県内のコンビニエンスストア等での配布を行う。

② バス事業者

- ・消費者被害に関する注意喚起文及び消費者ホットラインを周知するバスの車内広告を掲出する。

③ 居宅介護支援事業所等

- ・見守りのポイントや消費者ホットラインを周知する啓発物品を作成し、岐阜県居宅介護支援事業協議会を通して各事業所に配布する。
- ・岐阜県居宅介護支援事業協議会と連携し、消費者トラブル防止に関するニューズレターを毎月発行する。
- ・居宅介護支援事業所等に対し、見守り人材に対する出前講座の講師派遣を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・消費者被害の未然防止を図り、安心して暮らせる地域をつくるため、県が主体的役割を果たすことが重要なため。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
印刷製本費	643	啓発チラシ作成、バス広告作成
委託料	2,127	啓発物品作成・配布、バス広告掲示
消耗品費	681	啓発物品作成
報償費	400	出前講座講師謝金
旅費	712	出前講座講師旅費
役務費	10	発送料
合計	4,573	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり
 - (2) 安らかに暮らせる地域
 - 3 犯罪・交通事故防止の推進
- 【岐阜県消費者施策推進指針】 4 多種多様な団体とのネットワークの構築

(2) 国・他県の状況

- ・全国的に高齢者の消費者被害防止は喫緊の課題であり、各県が工夫を凝らして様々な取組を実施

(3) 後年度の財政負担

- ・毎年事業の継続等について必要な検討を実施

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

高齢消費者の被害防止のため、見守り者の裾野を広げて幅広い関係者・関係団体と共同で見守りを行うこととし、被害の未然防止、早期発見に繋げる。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
消費生活相談に占める高齢者の割合	26.0% (H26)	27.5% (H29)	30.9% (H30)	27.7% (R1)	25%以下 (R6)	90.3%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・ 事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 - ・ 宅配便配達時にチラシを配布
 - ・ コンビニエンスストア用宅配便配送伝票に注意喚起の印刷

（前年度の成果）

- ・ 前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
事業者の協力による見守り活動を通じて、高齢消費者の被害の未然防止、早期発見ができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	高齢消費者の被害防止や被害の救済につながるため、事業の必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	高齢者と日常的に接する機会のある事業者と連携して事業を実施することにより、効果的な啓発を行うことができた。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	啓発方法について、関係者の意見を徴収し、より効果的な内容で実施した。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 次々と新たな手口による高齢消費者の被害が発生しており、継続的な取組が必要。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 高齢消費者の消費生活相談件数の増加を受けて、引き続き高齢消費者の被害実態の対策に重点を置いた事業展開とする。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	